

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月30日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改正後			改正前	
新潟県の設置する病院及び診療所の診療科目の指定			新潟県の設置する病院の診療科目の指定	
新潟県の設置する病院及び診療所の診療科目を次のとおり定め、昭和46年8月1日から適用する。			新潟県の設置する病院の診療科目を次のとおり定め、昭和46年8月1日から適用する。	
(略)			(略)	
種類	病院名	診療科目	病院名	診療科目
病院	(略)		(略)	
	新潟県立中央病院	(略)	新潟県立中央病院	(略)
	(略)		新潟県立松代病院	内科、精神科、整形外科、泌尿器科、眼科
診療所	新潟県立まつだい診療センター	内科、精神科、整形外科	(略)	